

# 関西労災職業病3月号

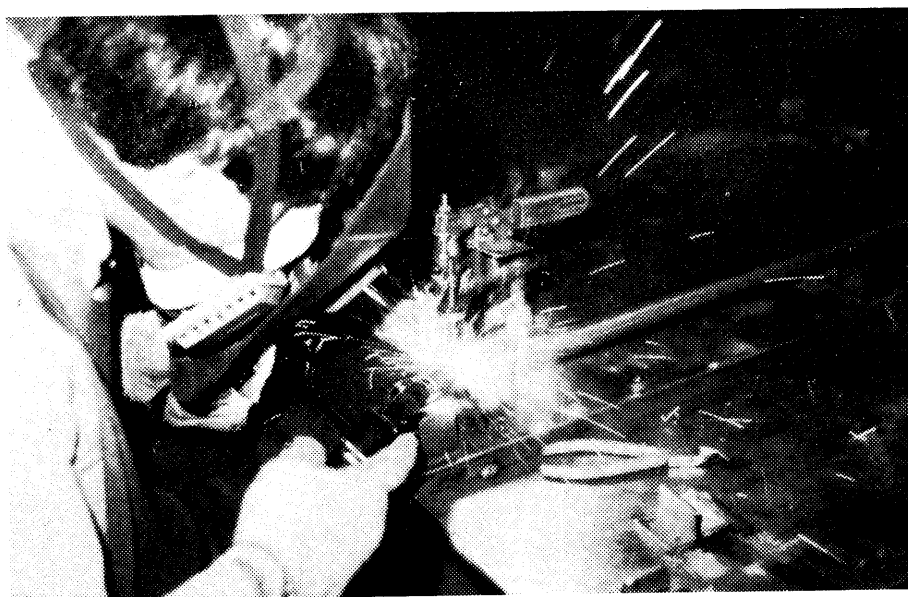
(通巻第152号)

関西労働者安全センター 1987.3.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 労災保険法改悪省令決定……………1
- 振動病シンポジウム……………3
- 胸部レントゲン撮影を考える……………5
- ゆき道かえり路◎……………8
- シリーズ
- 保育労働者の職業病……………9
- 前線から(ニュース)……………11
- 第13期労働者針灸学習会に  
    参加しよう……………18

# 労災保険法改悪省令決定 四月施行へ 監視必要な事業主の意見申し出

昨年五月、改悪が強行された「労災保険法」の今年四月施行を前に、

施行のための省令案が、二月初め労災保険審議会に諮問され、二八日案文通りの答申が出された。

すでに本誌でも報告してきたように、そのうち最も問題とされてきた、『①事業主の意見申出制度の創設と、②特別加入制度において、特定の職業病（じん肺、振動病、有機溶剤、鉛中毒）にかかっていると考えられる者に対する、加入時事前検診義務付け』を含め、昨年の法改正のとき省令事項とされてきたものが今回決定に至った。

①、②についてのその法律案要綱

の具体的内容は、別掲の通り。

（要綱第一の三、四）

これらの問題点は、①については法的にも根拠の無い「使用者側の不服申立制度」に道を開く可能性が大きい、並びに、使用者の不当な介入を招いてそうでなくても狭い労災認定の門を更に狭くしてしまうことにつながる。②については、労働者を雇用形態によって差別し、現に被災した労働者の救済に道を閉ざすものであること、が指摘される。

一方、①については、政府の国会答弁においては、『事業主の意見は単なる参考意見であって、行政はその意見に拘束されない。事業主には、

事実を記載するよう強く指導する。

意見の内容については、被災者に確認する。』②については、付帯決議で『特別加入制度の加入時、健康診断に関し健康診断書を提出すべき疾病の範囲等を定めるにあたっては、加入が不当に妨げられることのないよう配慮すること』とされたが、加入時に患っている疾病は補償の対象にしない点はそのまま残った。

三月八日、被災者全国連は労働省に対して要望書を提出、これら省令事項を含めて、本省補償管理課長らと交渉を行った。

そのなかで、省側は、①について国会答弁の内容を繰り返すとともに

「事業主の意見申出について、特定の様式用紙は用意しない。一「参考にするだけで、たとえば（これは、私病だ）などという意見は、当然無視する。一とのべたが、「事業主の意見を被災者に公開せよ」との全国の要求については「それが客観的事実かどうか、認定を左右するポイントとなる事実である場合など、行政が必要と判断するときは、被災者に確認する。一としたにとどまった。今後は、現場においては、最低これまで政府が述べてきたことを遵守させるとともに、事業主意見を理由としたつまらぬ決定引き延ばしがないよう監視し、事業主に不当な介入をさせないよう取り組んでいく必要がある。

## 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

### 第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

#### 一 通勤に関する規定の整備（略）

#### 二 休業補償給付及び休業給付に関する規定の整備（略）

##### （一）休業補償給付及び休業給付を行わない場合

#### 三 事業主の意見の申出に関する規定の整備

事業主は、保険給付を受けるべき者が行う当該事業についての保険給付の請求に関し所轄労働基準監督署長に対し文書で意見を申し出ることができるものとする。

#### 四 特別加入制度に関する規定の整備

（一）事業主又は特別加入団体は、特別加入の申請（海外派遣者の特別加入に係るものを除く。（二）において同じ。）を行う場合において当該申請に係る特別加入者が粉じん業務、振動業務、有機溶剤業務又は鉛業務（以下「特定業務」という。）に従事するものであるときは申請書に当該特別加入者に係る業務歴を記載しなければならないものとする。

（二）所轄労働基準局長は、事業主又は特別加入団体から特別加入の申請を受けた場合であって当該申請に係る特定業務に従事する特別加入者に係る業務歴を考慮し特に必要があると認めるときは、当該事業主又は特別加入団体から当該加入者についての指定する病院又は診療所における健康診断の結果を証明する書類その他必要な書類を提出させるものとする。

（三）特別加入の承認を受けた事業主又は特別加入団体が新たに特別加入者に該当する者が生じた旨の届出を行う場合については（一）に準ずることとし、所轄労働基準局長が当該届出を受けた場合については（二）に準ずることとする。

#### 五 その他所要の整備を行うこと。

### 第二 労働災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正（略）

### 第三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行規則の一部改正（略）

### 第四 労働基準法施行規則の一部改正（略）

### 第五 施行期日

この省令は、昭和62年4月1日から施行すること。ただし、第三の二に係る規定の整備は、昭和62年3月31日から施行すること。

# 「振動病改定「治療指針」の非科学性は明らか

## 3/8 シンポに医師、専門家が「一五〇名

三月八日、東京・全水道会館において、「振動病改定「治療指針」批判 中央シンポジウム」(主催・白

ろう裁判を支援し人権を守る会他)が開かれ、振動病研究者、各地の第線医師を中心に、約一五〇名が参加した。シンポでは、午前中、改訂治療指針の非科学性について多面的な、集中的な批判が行われ、午後からは、各地から現場の状況、行政の動向について報告と討論が行われた。

科学の名に値しない  
「治療指針」

このシンポは、昨年、労働省によって強行発出された「振動病を三局所障害に限定、治療期間を最長四年に制限、休業・通院治療の制限強化」等を含んだ振動病打ち切り通達を改訂治療指針に科学的批判を加え、今後の運動の方向を探るために開かれたもの。

まず、「労働省は、衛生管理・治療対策、就労対策といった本筋の追究を回避し、専門家会議を組織して、医学の問題に責任を転嫁した」として考えられない。一(山田信也名古屋大教授)「メリット制を背景とした保険財政の側からの今回の通達は、労災保険法の否定といふべき。また、

医師にとっては、主治医から判断を取り上げる、主治医権の否定という重大問題を含んでいる。専門家会議報告書は、仮に学生がこうした論文を提出してきたら、そのズサンさを単位はやれない、程度のものだ。」(青山英康岡山大学教授)と特別報告があったあと、「労働省通達の問題点」と題して、渡部真也滋賀医大教授が専門家会議調査報告書の科学的批判を展開した。

渡部氏は、調査計画・方法および結果の解析方法のすべてにわたって「およそ科学の名に値しない。今後、学会でも徹底的に批判を加えていく必要がある。」と結論づけた。

たとえば、「振動障害を三局障害に限定する根拠が全く記載されていない」「調査対象者が、全国の振動障害療養者を代表する標本とは、とてもいえない」など、批判点は、文字通り枚挙にいとまがない。

なお、調査報告書批判については、日本労働者安全センターから非常によくできたパンフレット「労働省の新治療指針等批判 振動障害対策の確立をめざして」(一冊千百円)が発行されているので、そちらを是非参考にしていただきたい。

## 噴出する全国 ヤ一線医師の批判

現場では、「北海道では、今後、炭鉱以外の閉山も多いだろう。その中で、今回の通達は非常に重い。現在、労基署は医師によって態度を使い分けながら、通達の徹底を図ろうとしている。患者の動揺もかなりあ

るが、現場医師に訴えなんとかがんばりたい。三月十四日には、北海道シンポを予定している」(岩川北海道緑愛病院長)、「労基署から求めて来ている新症度区分記入はせず、学会で認知されている症度区分でいくことを、振動病担当医師間で決めている。が、局補償課による医療内容の制限、新症度区分未記入を理由とする休業補償保留(長野)など通達は現実には走り出している」(五島高知四国勤労病院長)、「労基署が主治医に無断で患者を鹿児島労災病院につれていったということがわかった。無茶苦茶なことをやっておりけんかせざるを得ない」(仲屋久島仲医院長)、「従来の症度で申請したら、本人に他の医療機関への受診を労基署が求めてきたが、労組が交渉し撤回させた」(宇土広島友和クリニック院長)など、状況は厳しいものの、労働省の通達実施の実態のなかでそれぞれに抵抗し、反撃して

いることが述べられた。また、一民林労働者は、放置期間が長く、重症者が多い、また、本院の例では、5年を越えても治療効果が上がっていない(笹谷岐阜みどり病院長)、「一五年以上療養中の入院患者について調査したところ、退院時、手指皮膚温に改善がみられた」(佐藤紀和病院医師)など、治療効果についても、専門家会議報告書とは反対の結果を得ているとの報告も提出された。そのほか、京都、長野、三重、大分などの医師からも発言が相次いだ。

座長集約においては、今後、四月の日本産業衛生学会など学会における論議を強化して、専門家会議報告書・改訂治療指針を学問的に徹底的に追及していくことを確認し、最後に、通達撤回を要請する集会アピールを採択した。

\*次ページに集会アピール

## 集 会 ア ピ ー ル

昨年十月九日、労働省は振動障害の治療指針を変更する五八五通達を発出した。

この通達は治療指針の改定とされているが、その中身は振動障害療養者の療養給付と休業補償給付の制限と打ち切りを内容とするものである。

労働省は、この治療指針の改定を労働省委託の八人の学者・医師による五年間の調査結果報告による最新の医学情報に基づくと説明している。

しかし、この八人の学者・医師らによる報告は、これまで日本における振動障害について最も多くの検討を重ねてきた日本産業衛生学会が、学会に委員会を設置して行った研究結果の報告と対立するものであり、さらに報告は振動障害の治療を担当してきた多くの医師の臨床経験にも全く適合せず、治療回数・期間などの判断を上からおしつけるものであることから、多くの批

判が生まれた。

そこで、本日、長年振動障害の研究と治療にたずさわってきた医学者・医師の有志が全国から集まり、八人の学者・医師の調査結果と労働省の発出した新治療指針通達について検討した。

その結果、八人の学者・医師による報告は、振動障害の病像の検討において、我が国の症例、特に自らが手がけている症例についての十分な検討もなく、治療経験例の報告の乏しい外国の文献を参考にしながら、これを最新の医学的知見と称して病像を極めて狭く限定したこと、また、振動障害の治療における治療効果が期待できる期間、就労が治療効果に及ぼす影響、および、通院治療の回数などを検討するための調査において、調査研究の方法・調査対象の選定・調査結果の統計学的解析方法の凡てにおいて根本的な誤りを冒しており、到底最新の医学情報といえるものではないことなどが明らかとなった。

従って、かかる調査報告にもとづい

て発出された労働省通達は医学的研究の成果を否定し、医療の常識を否定した非科学的な行政指導であり、これがそのまま実行されるならば、被災者の病状に回復を阻害し、あるいは悪化させ、社会復帰を一層困難にするおそれがあると考えられ、また、振動障害対策を軽んずる方向を助長するおそれがあると考えられ、この通達は、早急に取り消されるべきものであるという結論に到達した。

今日ここに集まった医師・医学者・労働者は、医療従事者・医学者・工学関係者・労働者・企業者の努力の結果最近ようやく減少傾向を示しはじめた振動障害の発生を、完全にいとめるための努力を一層期待するとともに、障害療養労働者の障害克服の対策の確立を強く行政に求め、今回の労働省通達の撤回を強く要請する。

一九八七年三月八日

振動病改訂「治療指針」批判

中央シンポジウム

# 胸部レントゲン撮影を考える

⑤

放射線被曝と労働研究グループ

## II 放射線

### X線の発見

X線は、よく知られているように一八九五年ドイツのレントゲンにより発見された。発見から一ヵ月半後の十二月二二日、レントゲン夫人の左手のX線写真が早くも撮影された。指輪とともに手指骨の写っているこの写真は、今もX線技術の教科書の表紙に使われている。

X線は、電子線が物質（X線管で

言えば陽極）に衝突してエネルギーを失う時放出されるもので、電波や光、紫外線と同じ電磁波の仲間である。但しX線は光にくらべ物質をよく透過し、波長ははるかに短い。

この性質が医療に利用できることは、レントゲン夫人の指の写真の例からもわかるように早くから知られ、特に戦乱の絶えなかった当時のことであるから、軍陣医学の分野で急速に利用がすすんだ。つまり骨折や銃創の診断に大いに利用されたのである。日本ではX線発見の九年後の日露戦争において、具体的に医療面で利用がすすめられた。

一方、X線が人体に有害であることも、その利用のごく初期から知られていた。初期のX線管は性能が悪く、加えられる電圧も低かったので、得られるX線は低エネルギーのものであった。従って人体を透過したX線で写真フィルムを感光させるには大量のX線の照射が必要となる。いいかえると、大量の低エネルギーX線のうちのわずかの部分が人体を透過してフィルムを感光させ、のこりの大部分のX線はいたずらに人体を被曝させるのに使われていたのだった。この為、頭の骨のX線写真を撮影して脱毛、皮膚炎をおこすなどの例が

報告され、X線が有害であることは早くから常識となっていた。

しかしながら、X線が照射によりヤケドのような症状を起したり、脱毛や白内障（目の水晶体が白濁する病気）を起すことは早くから知られていたが、X線を含む放射線が遺伝に影響を与えることの認識が、これに対する対策という形で社会的に勧告されたのは、一九五八年に至ってからであった（一九五八年、ICRP国際放射線防護委員会勧告で被曝「許容線量」を年間五レムに制限）。更に白血病と癌への放射線の影響の認識が、遺伝的影響とあわせてこれに対する対策として社会的に勧告されたのはわずか九年前の一九七七年である（ICRP新勧告）。放射線の人体への影響は未だ解明されたとは言えないことがおわかりいただけよう。

### X線線の性質新頁

X線写真を撮影するのに使用されるX線はX線管から照射される。X線管はX線の電球である。X線管に高圧電流を流すと管内を陽極にむかって電子線が流れる。電子線は陽極に衝突して止まり、そこからX線が発生する。X線のエネルギーは波長が短い程高いが、電圧が高くなればなる程高いエネルギーのX線の占める割合が大きくなる（但し、低いエネルギーのX線も常に混ざって発生している）。低エネルギーX線（軟X線とよく呼ばれる）は前にも述べたとおり、人体を透過せずに途中で止まり易い。人体の途中で止まるということは、その生体組織がX線のエネルギーにより傷つけられると

いうことである。つまり、被爆という点ではX線が低エネルギーであるということは安全と関係がない。むしろ危険の可能性が高い。（X線を含め放射線が高エネルギー・低エネルギーということとは、強い弱いといふこととは別である。光でいえば、エネルギーの高い・低いとは色の問題である。強い・弱いとは光でいえば明るい・暗いに相当する。）

高エネルギーX線は低エネルギーX線にくらべ人体を透過し易い。しかしその一部は人体に吸収されあるいは散乱されて透過できない。野球の打球が当たりそこねはポテポテで打球が速ければよく弾きかえすように、高エネルギーX線程、吸収が少なく散乱が多くなる。X線は散乱する時、エネルギーの一部で生体組織を傷つけ、散乱線が残りのエネルギーを持っていく。この散乱線は、X線写真に対しては画像をボケさせる邪魔な存在である。（光とX線を



おきかえて考えれば、人体は半透明な物質とすることができる。人体のX線撮影で散乱線の発生が邪魔になるのは、半透明な物質。例えば水の像にフラッシュをたいて撮影を試みても、光の乱反射で水の像の実体がとらえにくいと同様である。)

X線は光と同じ電磁波であるが、波長が短い為に人体をよく透過するのであった。一方X線は人体に被爆による有害作用を与える。光より波長の短い紫外線が化学作用を行うのはよく知られている。紫外線は遺伝子の化学結合を切断する等、分子間結合を断ち切る力を持っているのだが(紫外線を殺菌灯として利用できるのはこの為である)、紫外線より更に波長の短いX線は、原子核と電子の結合を切断する力、即ち電離作用をもって生体組織に傷害を与えるのである。

X線は生体に照射されると、生体の物質に作用して上述のように吸収

・散乱を起こすのであるが、この吸収・散乱でX線のエネルギーは二次電子に受け継がれ、この二次電子が生体細胞内の分子に化学変化を生じさせる。この化学変化が細胞構成物質の重要な部分に生じた時、細胞死につながることもあり、あるいは染色体に傷を受ければ発癌性突然変異(生殖細胞であれば遺伝性突然変異)を生じて個人の死につながることもある。

X線を含め放射線の生体への作用は、このように生体細胞の受けた傷が細胞中に記録され、そして細胞分裂を通じて影響が拡大していくという点に最大の特徴がある。従って、一度受けた放射線の影響は生涯を通じて蓄積される。つまり、毎年一ラド被爆して五十年たてば、蓄積線量五十ラドとなる。五十年前に被爆した一ラドを、時間がたったからと言って無視することはできないのである。またどんなに微量の放射線も、

染色体に「発癌の芽」を作る可能性を持ち、それは細胞の増殖を通じて発癌に至り、個人の死をもたらす可能性を持っている。

X線やγ線自身の物理的エネルギーは極めてわずかなものである。つまり、全身に被爆すれば一〇〇%確実に急性死亡する一〇〇〇ラドの照射によって、体温はわずかに千分の二で上昇するに過ぎない。このようにわずかのエネルギー量でありながら、X線は生体を透過し、生体物質に電離作用を加え、一方生体はその影響を細胞中に記録し、細胞分裂によりその影響を増殖していくことにより、ついには致命的な結果に至るのだということが出来る。

# 保育労働者の職業病③

— 保育労働の負担姿勢と負担作業について (その2) —

## 子供を抱く

「子供を抱き上げる・下ろす、抱きかかえる」という作業が、大きな負担となっているとしても、これは保育労働者の仕事の意味に関わる大事な部分であり、保育労働、あるいは福祉労働に必須の労働条件です。か、やめてしまうわけにはいかないのです、その対策をいかにするかは大変ですが、重要です。

特に、0、1才乳児担当においてこの種の負担が大きいことを前回述べました。それによれば、3、4才

児担当に比較して、はるかに子供を抱いている時間が長く、全観察時間(ほぼ労働時間に等しい)の約二〇%に及んでいる場合もあります。

実際、0才児担当A保育の一日の作業の流れと内容を見てみるとそのことがよくわかります。A保育の一日について示したのが図2です。この日の子供の抱き時間は、全観察時間四七〇分中、一〇〇分(二十一、三%)でした。

## 一日の仕事を見てみる

朝、次々にやってくる子供の受け入れ、歌とオヤツ、歌とお遊戯といった室内保育、給食の時間では保育

\* 図2 0歳児担当A保育の作業の流れと内容

時刻	内容	保育士	児童	単位
7:30	入室	1	1	1
7:32	受け入れ連絡	1	1	1
7:36	歌とオヤツ	1	1	1
7:40	室内保育	1	1	1
7:45	給食	1	1	1
7:50	事務、衣類整理	1	1	1
7:55	目覚まし	1	1	1
7:58	オヤツ	1	1	1
8:01	室外保育	1	1	1
8:03	退室	1	1	1
8:05	退室	1	1	1

自由遊戯：午睡時以外のベットの児童の相手、1歳児の相手。  
 室内保育：オヤツ前のオルガンに合わせて歌と遊戯、ダンス、マ、マ、マの台遊び。  
 室外保育：砂遊び、ボール遊び、両輪登り、マゼン遊び、すべり台、乳母車乗り。  
 事務作業：午前中ベレーリング、児童退所後部屋飾り製作。他は連絡帳記入及び記入、保育士保護者との対話、衣類・玩具整理。

が子供の口へ食事を運び、話相手になりながら食べさせていきます。食

事の遅い子もいますから、その子の世話をしながら食べこぼしで汚れた床をふくなど、片付けにかかります。そして、布団を敷き、パジャマを着せるなどの午睡準備、お話をしたり肩をたいたりして子供が寝ついたところで、そのそばでやっと自分たちの昼食をとります。食事がすむとおたより帳書きなどの事務作業。この間、昼寝をしている子供の世話をします。二時ごろになると子供が起きてきます。布団をしまい、おねしょをした子供の衣類の洗濯などをかたづけて、オヤツを食べさせます。そして、屋外保育ののち、親が迎えにきて退所となります。そのあとは事務作業の残りや教材作り。ということ、一日のうち休憩時間と呼べる時間はほとんどありません。

このなかで、食事の介助、午睡の介助、はいせつの介助と一介助一作業が多くあることがわかります。

参考までに、4才児担当のF保母の場合を図3に示しました。当然ですが、かなり、A保母の場合とちがっているのがわかります。

### 設備と姿勢について

仕事の相手が子供ということとは、直接子供を抱えるといった負担ばかりでなく、子供のサイズに合わせて施設が作られていること、また、保育という目的だけ考えて施設が作られているため、保母が快適に仕事ができるような配慮に欠けているといった、施設面からの負担も小さくありません。

### 机と椅子

大阪市職民生局支部のアンケート調査で、一もつとも負担作業となる作業一の一番目は、一机・椅子の移動一(二八、三六)でした。一つの

\* 図3 4才児担当F保母の作業の流れと内容 単位:分

時間	内容	自由遊戯	室内保育	屋外保育	事務作業	病院付添
9:00	登園 受入連絡					
9:05	自由遊戯 室内保育準備	5	22		29	
9:15	室内保育 指導					
9:20	挨拶、冷水麻痺防止、オルガン演奏			12		
9:25	点検、体操(マ、ト、豆の台、飛び箱)					
9:30	片付け 指導					
9:40	準備 病院付添					
9:45	給食 介助、保母昼食		17	3	4	3
9:50	片付け					
9:55	室内保育 指導					
10:00	片付け・整理				3	75
10:05	室内保育 紙芝居					
10:10	屋外保育 オヤツ準備		2			15
10:15	オヤツ 介助					
10:20	退所準備 退所介助 靴・オルガン演奏				4	36
10:25	退所 準備					
10:30	退所 連絡、部屋片付け					
10:35	退所 事務(事務所にて)					30

自由遊戯: 登所時の児童との遊び、児童のけんかの仲裁、児童の場り支度の介助。  
 室内保育: 各保育の準備・指導・片付け、指示・介助、作品返却、集団遊戯。  
 屋外保育: 竹馬の出し入れ、ボール遊び、砂遊び。  
 事務作業: おたより帳記入、保母・保護者との対話、部屋片付け 洗濯。

保育室で遊戯をしたり、床に座ってお話をしたり、食事をしたりで、保育室内の児童用の机と椅子は一日に何回となく移動しなければなりません。3才児以上では、子供にさせることも多いですが、0、1、2才児の場合は、全てを保母が移動します。どのくらい重いのかは言えませんが、椅子なら一度に四台運べば、七、八割程度になります。机

# 前線から

の場合は、1台七、九程。移動距離は長くはありませんが、低いために前屈みの状態での上げ下ろしになります。(つづく)

\*「作業姿勢調査報告書」(労働環境研究会・大阪市職民生局支部編 一九八四年十二月)より。

## 植田マンガン訴訟

### 5/31市民集会で

### 地域へ全国へ

### 植田マンガン労災訴訟を支援する会

## 大東

植田マンガ

ン労災訴訟を

支援する会が

呼びかけた、

同訴訟上告審

集会の第一回

準備会が、三月十三日に大

東市民会館で行われた。

同訴訟は、八二年九月に

企業と国双方の責任を認め

た判決を大阪地裁で勝ち取

ったものの、八五年十二月、

大阪高裁が「国には責任は

ない」との判決を下し、現

在、最高裁で審理が進めら

れているところである。今

回の集会では、そうしたこ

れまでの裁判闘争で勝ち取

ってきた成果や教訓をより広めていくことを目的としている。

準備会には、地域の全金全通、全電通の地元各支部、解放同盟、水俣関西訴訟原告団や消費者運動など幅広い参加があり、意見が交わされた。その結果、集会名

を一労災と公書を考える市民交流集会」とし、地域とのつながりを重視しつつ、植田マンガンの闘いの地域への波及をできるだけ恒常的なものとし得るようなものとして準備していくこととなった。

集会は、五月三十一日(日)

に大東市民会館で予定されているが、それまでに数回の準備会が開かれる。今後の同地域での運動と、植田マンガン訴訟勝利の闘いの発展が期待されるところである。



# 摂津牧野公災認定訴訟

## 基金が鑑定意見を提出

基金決定を根拠なく追認

腰痛症の再発認定をめぐって争われている公務災害認定摂津牧野訴訟の法廷が、

二月二五日に大阪地裁で開かれ、被告公務災害補償基金大阪府支部の側から一基金支部段階での決定が正しいとする結果を導き出した鑑定書を提出した。

しかし、この鑑定書には法廷での重要な証言である本人の調査の内容が一切無視されているとあってよく、病院へ行かなくなったのだから最初の腰痛症は治ったはずだと述べるだけで、基

にもとづく被告側の主張が行われる予定であるが、何

ら補強の意味を成さないものと考えられる。

金支部の決定を新しい根拠もなく追認したものに他ならない。今後、この鑑定書

今後、法廷は医学面からの論争が闘わされていくが、基金の認定制度の硬直化を改めさせる闘いとして、一層の支援が望まれるところである。

って取り組んできたものである。

この日の法廷では、原告の主治医である阪神医療生協の山下五郎医師が証人席に立ち、被告国側の反対尋問を受けた。尋問内容は、職業病特種健診の内容、頸肩腕障害に関する医学的な考え方などを問うもので、

国側にとっては何ら有利な証言を引き出すことができず、それどころか原告の受けた頸肩腕障害が業務に起因するものであることをより鮮明にするものでしかなかった。

次回は、国側の証人として、業務外の見解を示す兵庫労働基準局の局医である伊藤医師が出廷し、主尋問が行われる予定であり、大いに注目される。

## 兵庫

### 兵福労吉岡ケイワン訴訟

#### 主治医尋問で

#### 業務起因性ますます明らかに

吉岡頸肩腕障害訴訟の法廷が、三月三日午後三時より神戸地裁で開かれた。同訴訟は、社会福祉施設に働く労働者の頸肩腕障害、腰

痛症などの職業病について、労基署が不当にも業務外決定を下したことに對しておこされたもので、兵庫県社会福祉労働組合が一丸とな

## 大阪

### 原発被曝岩佐訴訟

いよいよ最終準備書面

提出へ 27日

原発被曝裁判の岩佐訴訟  
控訴審の法廷が、二月十八  
日午後三時半より大阪高裁  
で開かれた。

この日の法廷では、前回  
被告日本原電側が提出した  
筑波大の上野賢一教授の放  
射線の皮膚への影響に関す  
る書面について、原告側か  
ら反論の書面を提出した。  
日本原電側が提出した書面  
は、境界線という放射線の  
種類は皮膚への影響は問題  
にならないという乱暴な論  
理のもので、今回の書面で  
は、そうではなく影響の大

きいことを医学的に明らか  
にする文献を添付し、証明  
したものである。  
この日の法廷で鑑定書に

かんする法廷は終了し、今  
後は準備書面による論争が  
行われることになる。五月  
二七日に次回の法廷が開か  
れ、準備書面が提出される  
ことになる。文字通りの最  
終段階になり、今もなお原  
発被曝による労災はないと  
する電力会社、国側との闘  
いを進めるためにも支援の  
力が問われるところである。

## 南大阪

### 大手スーパーが

### 労災補償手続きを

### 引きのばし

### 無権利状態のパート労働者

住之江区に住むAさんは、  
パート労働者としてスーパ  
ーの食肉などをバック詰め  
する仕事を冷蔵倉庫で行っ  
ていた。ところが二月十四  
日に作業中手首を捻挫し、  
休業し治療を受けることにな  
った。当然、業務上の災

害として補償されるものと  
考えていたところ、何の音  
沙汰も無いことから会社の  
担当者に聞いたところ、  
「労災かどうか会社で調査  
中」と答えがあり、労災申  
請さえしていないことが明  
らかになった。

その後、医師の証明もあ  
り、申請することにはなっ  
たものの必要な書類の作成  
が、二週間たっても出来て  
いないの一点張りで、つい  
に本人から労基署に出向き  
訴えたところやっと手続き  
が行われたのであった。

こうした会社の杜撰な事  
務処理は、Aさんの場合だ  
けではなく、災害性腰痛に  
みまわれた二人の同僚につ  
いても同じで、一人につい  
ては休業二ヵ月になっても  
休業補償を一度も給付され

ていないという有り様であった。

このスーパーパーのパート労働者への差別取扱は明らかで、この手の被害は無数にあるものと考えてよいだろう。なお、Aさんはこの問題を南大阪地区評の労働相談で問い合わせたことから解決に到ったものである。



## 大 阪

# 全金松本製作難聴裁判

## ゆるがぬ車谷鑑定

原因は歪とり作業

二月十九日、大阪地裁六一一〇号法廷において、被告松本製作所代理人による、車谷典男鑑定人に対する反対尋問、及び原告代理人による若干の補充尋問が行われた。

前回から引き続いての反対尋問では、被告側がどのように突っ込んでくるのが注目されていたが、逆に、決しておおげさでなく、鑑定書の訂正箇所さえ把握していないという、被告代理人の不勉強をさらけ出すことになり、車谷鑑定書がい

ただし、車谷鑑定の中心

である騒音再現実験の実験条件をめぐって、原告・被告双方の主張に違いがあることから、被告より、会社生産部長の証人申請がありこれが認められ、次回、三月二十六日午後一時より予定されている。今回の、原告・被告双方推薦鑑定人による鑑定においては、原告側はかなりのポイントを稼いだが、この先まだまだ予断を許さないうところである。

## 労働時間短縮への提言

●労働時間問題研究九人会編

第一書林刊 定価一三〇〇円 A5判 二一六頁  
◎関西労働者安全センター特別価格 一冊一二〇〇円  
送料 一冊二五〇円 二冊以上三〇〇円 (本が到着次第、所定の振込用紙で郵便局から)

☆労働基準法全面改正へ向けて緊急提言文

# 東 南

## 労災休業中の定年退職

### 理不尽な被災者切り捨て

ビニール加工工場に働く  
 Iさんは、昨年六月に工場  
 内で作業中にフォークリフ  
 トに追突され両足を負傷し、  
 業務上災害として療養して  
 いる。ところが、会社は休  
 業中のIさんに対し、六〇  
 歳になると定年退職になる  
 のでやめてもらうことにな  
 ると、予告してきた。

支払いについては、会社を  
 通して受け取ることにして  
 おり、社会保険料、雇用保  
 険料などに加え、休んでい  
 るにも関わらず目的のはっ  
 きりしない厚生費を天引き  
 されており、上積補償どこ  
 ろか一時金の支給もないと  
 いうのが実情であった。そ  
 こで同労組では、当然要求  
 すべきこれらの補償などに  
 ついて交渉を行い、一定の  
 成果を勝ち取っており、現  
 在も交渉を継続している。

休業のため収入も減り、  
 今後の生活を考えると不安に  
 なったIさんは、東地域合  
 同労組に相談、加入し、会  
 社との交渉を行うことにし  
 た。これまで、休業補償の



## 労働相談

### 多い労災問題

ここ数年、各地域や労組  
 の単位で、電話による労働  
 相談という形の活動が増え  
 てきている。そして、それ  
 ぞれ実施した当事者がびっ  
 くりするほどの結果が出て  
 いることが多いようだ。ひ  
 っきりなしに電話がかかっ  
 てきたり、相談がもとで労  
 組が結成されたりというよ  
 うな例がかなりある。もち  
 ろん、どうにもしようのな  
 い相談や、ろくでもない目  
 的を間違えた相談なども多  
 く、むしろそういうような  
 ものが殆どということも多  
 い。しかし、相談を受けて  
 みんなで取り組んで成果を  
 勝ち取ったということも、  
 一日の相談活動でも必ず一  
 件はあるものだ。これを多  
 いといふか少ないと言うか  
 は別にして、世の中には労  
 働者としての当然の権利を  
 何らかの理由でふみにじら  
 れている人の如何に多いこ  
 とか。

こうした労働相談の中で  
 労災職業病に関するもの  
 はかなり多くの割合を占め  
 ている。そして、その相談  
 の多くはパート労働者であ  
 ったり、長期休業中であっ  
 たりして、ともかく弱い立  
 場の労働者であることに気  
 付くのである。労働行政は  
 いざ知らず、我々のこの種  
 の取り組みはまだまだしな  
 くてはならないようだ。



通勤災害

## ゆき道 かえり路 ⑨

この二月十四日の新聞を見ると、昨年八月に発生した、帰宅途中に駅のホームで薬剤師が刺殺された事件について、労基署が通勤災害の認定を下したと報じられている。

この事件は、被害者に片思いをした男がデートに誘ったが断られ、そ帰宅途中を待ち伏せて襲ったというのがそのあらすじであった。こうした場合、今までの行政上の判断では「怨恨」がもとになった、もしくは「通勤に起因しない偶然的被害、つまり「機会原因」として、通勤災害の認定はなされないのが普通であった。

このコラムで前にも「野犬におそわれた場合」について、その判断の不合理さについて述べたが、今回の

事件はそれを改めた判断を下したものと評価してよいだろう。しかし、いまだ労働省の通達では「通勤に通常伴う危険の具体化」という訳の分からぬ説明を行っており、この事件の説明においても、「清水さんが通勤に使う庄内駅には多数、不特定な人間が集まり、犯罪の危険が内在していた」として解釈の変化を表している。

そうすると、この被害が駅ではなく、山奥の自宅に帰る途中であったとしたらという疑問は当然わいてくるのはどうしたものだろう。どちらにしろ、「機会原因」などという業務上災害認定の際の基準の横滑りには、明らかに無理があると言うべきで、早急な改正の必要があるように思えるのである。

今回の事件は、新聞ダネとなったことから慎重な調査検討がなされたが、いつもこうとは限らない。

☆ 労働省の新『振動障害治療指針』等批判 ☆

## 振動障害対策の確立をめざして

— 岐路に立つ「職業病対策」 —

発行：日本労働者安全センター 35版 120頁 定価：1100円 送料 250円

関西労働者安全センターでも取り扱います。

# 二月の新聞記事から

二・四

豊後水道でしゅんせつ船をえい航中のタグボートが転覆、一人が死亡(大分)

二・一七

遭難漁船の捜索に向かう途中の海上保安庁のビーチクラフト機が山中に墜落、大破炎上し女性乗員ら五人全員が死亡(福岡)

強風下の銚子沖で漁船が転覆し沈没、乗組員二十二人のうち、二人死亡、十三人が行方不明(千葉)

二・一九

心臓病の持病で通院治療を受けていたトラック運転手が、運転中に心臓発作をおこし死亡(東大阪)

二・五

離陸のため移動中のエアバス三〇〇型機の車輪に整備士が左足をひかれ骨折などで重傷(千歳空港)

二・二〇

陸上自衛隊飯塚駐屯地で、ミサイル運搬車が側溝に転落、下敷きになった隊員一人が死亡(福岡)

二・七

平井労相が、中央労働基準審議会に対し法定労働時間を週四十時間とするなどの労基法の改正法案要綱を諮問、三月に国会提出の予定

二・二二

動燃事業団の高速増殖炉原型炉「もんじゅ」建設に反対する住民らがおこしていた「もんじゅ訴訟」で福井地裁は「原告適格」申請を却下、門前払いをして結審

二・一一

高速道路の高架橋工事現場で、重さ四〇〇トンの近い橋げたが突然落下、作業員十数人が転落二人死亡、七人が重軽傷(神戸)

二・二四

小学校撮影にとんでいたセスナ機が山林に墜落、機長とカメラマンの二人が死亡(岐阜)

二・一四

昨年八月、薬剤師が帰宅途中の駅ホームで片思いの男に刺殺された事件で、淀川労基署は異例の現場聴取などの結果、「不特定多数が集まる大都市の駅での災害で、通勤に伴う危険性が具体化した」として「通勤災害」と認定、労災保険支給の門戸を広げた(豊中)

二・二七

一月のスキーバス転落事故で、時間外労働協定がないのに運転手に長時間勤務をさせていた、としてバス会社社長らを労基法違反で書類送検(東京)

# 第13期労働者針灸学習会に参加しよう

## 1. 学習会要項

- (1) 募集人員 50人とし、先着順に受け付けます。
- (2) 募集期間 1987年4月28日(火) 締切とします。
- (3) 開催期間 1987年5月7日(木)～9月17日(木) 毎週木曜日。
- (4) 学習時間 毎回 午後6時より午後8時半までとします。
- (5) 学習場所 全港湾関西地本会議室
- (6) 会費 18回通し —— 4000円 (テキスト代含む)  
1回毎参加は、1回 300円 (テキスト代別 300円)
- (7) 申込方法 関西労働者安全センターまで御一報下さい。

## 2. 日程と学習内容

回数	月 日	18:00 ~ 18:30	~ 20:30
1	5月7日	開講式	諸報告、映画
2	5月14日	職場紹介	灸、間接灸の紹介、実技
3	5月21日	職場紹介	針の概要、注意事項
4	5月28日	参加者自己紹介	足のツボ説明
5	6月4日	職場紹介	足のツボ説明、実技
6	6月11日	「港湾の安全衛生活動」 全港湾大阪支部安全衛生委員会	手のツボ説明
7	6月18日	「労災職業病と安全衛生運動」 関西労働者安全センター	手のツボ説明、実技
8	6月25日	「歯のはなし」 松浦診療所歯科	手、足のツボまとめ
9	7月2日	スライド上映 (腰痛)	腰のツボ説明
10	7月9日	職場紹介	腰のツボ説明、実技
11	7月16日	職場紹介	腰のツボ説明、実技
12	7月23日	職場紹介	肩のツボ説明
13	7月30日	「職場健診」 松浦診療所健診部	肩のツボ説明、実技
14	8月6日	「栄養のはなし」松浦診療所健診部	肩のツボ説明、実技
15	8月27日	腰、肩のツボまとめ	実技
16	9月3日	全般のまとめ	実技
17	9月10日	質疑応答	実技
18	9月17日	修了式	

## 機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合には送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

### ● 料金表

部数	料金（年額）
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金（月額）
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必  
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28